

【新型コロナウイルス】クイーンズランド（QLD）州への外国からの到着者に対する検疫に関する首席医務監指令（到着後2週間の隔離期間中に感染検査を3回実施：5月6日（木）午後10時施行済み）

2021年5月10日
在ブリスベン総領事館

- 5月6日（木）、QLD州首席医務監は、同6日午後10時以降に国際線等により外国からQLD州へ到着した者に対し、到着時及び14日間の隔離期間中の5日目及び12日（又は13日）目の計3回のCOVID感染検査を求めること等を定める州首席医務官指令（外国からの到着者に対する検疫に関する州首席医務監指令第9号）を発出しました（施行済）。
- また、同指令により、5月21日（金）午前9時より、隔離先への移動及び同所からの移動は、救急車又は州運輸・幹線道路局（Transport and Main Roads）により輸送計画と共に承認された輸送提供業者により行うことが義務づけられます。

本指令については、以下の州保健省HPをご覧ください（すべて英文のみ）

○外国からの到着者に対する検疫に関する州首席医務監指令第9号（Quarantine for International Arrivals Direction (No. 9)）

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/quarantine-for-international-arrivals-direction>

○上記州首席医務監指令の概要

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/quarantine-for-persons-arriving-from-overseas>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

なお、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

また、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html